

議案第19号

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年3月1日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市同意企業立地重点促進区域における緑地面積率等を定める条例（平成21年かすみがうら市条例第27号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

かすみがうら市重点促進区域における緑地面積率等を定める条例

第1条中「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」を「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に、「第10条第1項」を「第9条第1項」に、「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に改める。

第3条表以外の部分中「同意企業立地重点促進区域」を「重点促進区域」に改め、同条の表区域の種別の項中「同意企業立地重点促進区域名」を「重点促進区域名」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。